

に対しては、操縦士団体等が開催する安全講習会への参加を呼びかけるとともに、講師の派遣等安全講習会への積極的な支援を行い、近年普及してきたレジャー航空については、関係団体を通じ事故防止の指導を行う。

7 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため、(財)日本航空協会、関係スポーツ団体等を通じた安全教育の充実、航空安全に係る情報公開、「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して、スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図る。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応すべく、ICAO及び国際原子力機関（IAEA）における危険物輸送に関する安全基準の整備強化についての検討に積極的に参画する。

また、航空運送事業者等については、危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

9 航空事故原因究明体制の強化等

航空事故及び航空事故の兆候（重大インシデン

ト）の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、航空事故の防止に寄与するため、事故調査職員の研修の充実を図り、また、海外の事故調査当局との情報交換を積極的に行うことにより、事故調査職員の資質向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努める。

10 航空交通に関する気象情報等の充実

(1) 気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空予報図、航空路火山灰情報等の航空気象情報の質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めるとともに、情報の提供体制の充実を図る。また、気象及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、観測体制の充実を図る。

(2) 運航情報等の充実

空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報を提供する。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。このため、国際民間航空機関（ICAO）に定める標準等における国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国の立場からの意見をICAOに定める標準に反映させるとともに、諸外国における技術開発状況の把握に努める。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空機の安全性に関する情報収集の強化、迅速化を図るとともに、国際会議への参加等を通じて外国の耐空性管理当局とも情報交換を緊密に行う。

また、引き続き航空安全に関する技術基準等についてホームページ上での情報公開の一層の充実を図る。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修を実施

するとともに、必要に応じ研修内容の見直しを行う。

また、YS-11以来40年ぶりとなる国産旅客機開発の計画に適切に対応するために、新技術の基準適合性に係る調査や航空機技術審査センターの職員への研修の充実等を通じて審査能力の向上等を図る。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の新規参入、整備管理の委託等による航空運送事業者の整備体制の多様化へ対応し審査の充実を図るため、整備審査官に対する研修の充

実によりその質的向上を図るとともに、安全監査等に係る実施要領の見直し等を行う。また、専従の監査組織を新設し、航空運送事業者の整備体制に対する監視・監督体制を強化するとともに、新規航空運送事業者の増加に対応するため、整備審査体制の充実を図る。

5 航空機の経年化対策の強化

経年航空機について、航空機製造者・運航者等の不具合事例や諸外国の事例を踏まえ、その対策に関する情報を収集し、必要な措置を講じる。

第4節 救助・救急活動の充実

1 捜索・救難体制の整備

救難調整本部においては、種々の緊急状態に対応した活動計画、訓練、情報の収集・処理体制等を充実するとともに、関係機関との連絡・協調体制の強化を図る。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導する。

国土交通省は、空港消防力の充実強化を図るため、鹿児島、新潟、松山、北九州空港の化学消防車を大型更新配備及び高知空港の化学消防車を更新配備するとともに、稚内空港については、空港用給水車を新規配備する。

また、「空港保安防災教育訓練センター」においては、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進する。

空港における救急医療体制については、函館、新潟、大分、鹿児島、熊本、宮崎空港の救急医療資器材搬送車について更新配備を行うとともに、年次計画に従い、東京、大阪の治療用テントを更新するなど、救急医療に必要な医療資器材の配備更新等を進めるとともに、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるよう関係医療機関との連携の強化を図るため、定期的な合同訓練を実施する。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進する。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、警察、医療機関、地方公共団

体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。